

□事業者が県との契約に関して作成する請求書等について（Q & A）

2021/9/28

番号	質問	回答
1 押印省略の対象、方法		
1	申請書、完了報告書、通知書、納品書は、押印省略の対象となるか。	対象となりますが、法令、規則、要綱等の定めにより、押印による提出を求めている場合は、対象外となります（対象となるかは提出所属にご確認ください）。 なお、納品書は、従来から押印省略が可能ですが、担当者名の記載が必要です。
2	請求書等について、法人の代表者の氏名等も省略可能か。	今回の取り扱いは、押印の省略のみを可能とするもので、その他の記載事項の省略はできません。
2 提出方法		
3	電子メールでの提出が可能となるものは何か。	押印省略の対象となる書類（請求書等）が対象となります。 ただし、物品購入の契約に係る納品書については、提出方法は紙に限るものとします。
4	請求書等は電子メールで提出しなければならないのか。	今回の取り扱いは、電子メール等による提出を可能とするものであり、従来の方法で提出していただくことは可能です。
5	従来どおり、請求書等に押印し、郵送や持参してもよいか。	押印された請求書等の取扱いに変更はありません。押印した請求書等の場合は、従来どおり原本を提出してください。 なお、押印省略や電子メール等で提出されたものは、本人確認を行うことがありますので、できるだけ、請求書等（又はメール本文）に担当者の氏名、連絡先を記入するようにしてください。
6	補助金等の申請書、報告書は、電子メール等による提出は可能か。	対象となりますが、法令、規則、要綱等の定めにより、書面による提出を求めている場合は、対象外となります（対象となるかは提出所属にご確認ください）。
7	FAXによる請求書、見積書の提出は認められるか。	FAXについては、請求書等の記載項目が鮮明に読み取れる場合に限り、認められますが、各部局、所属において書面等による提出を求めている場合は、それに従ってください。なお、FAXを送信する際は、相手方に確認のうえ送付するなど行き違いが生じないよう注意してください。
8	電子メールに請求書等のファイルを添付する代わりに、金額を含む請求書等の必要記載事項をメール本文に記載してよいか。	電子メールにより提出いただく場合は、PDF形式の添付ファイル以外は認められません。
9	電子メールで提出した後、書面で提出した方がよいか。	従来どおり書面で提出される場合、電子メールは不要です（書面提出が必要かどうかは、提出所属にご確認ください。）。
10	請求書等を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいか。	契約等を担当する所属の管理者アドレスに送信してください。送付するアドレスは、担当所属に確認してください。